

共通到達度確認試験システムの構築に向けた論点（案）

3月に実施が予定されている第1回試行試験の結果も踏まえつつ、共通到達度確認試験システムの構築に向け、以下の論点を中心に議論を進めていくこととしてはどうか。

1 試験の位置づけや目的に関する論点

- 法学未修者と法学既修者との間に司法試験合格率の差が生じていることを踏まえた、特に3年次進級の際の確認試験の位置づけについて
- 法科大学院において実施される進級判定や修了認定、入学者選抜における既修者認定試験との関係について

2 試験の実施（難易度や試験方法等）に関する論点

- 法科大学院における「共通的な到達目標モデル」と確認試験において判定すべき学修到達度との水準の関係について
- 法科大学院の教育課程と確認試験との関係について
- 学生自らが学修到達度を把握し、今後の学修の参考とできるようなフィードバック手法について
- マークシートやコンピュータの活用など確認試験の実施方式について
- 特別な対応が必要な受験者に対する配慮、試験関連データの保管及び秘密保持の在り方、テスト結果に関する情報公開の在り方などについて

3 試験の運営主体に関する論点

- 全ての法科大学院が参画できるような確認試験の本格実施に向けた、実施機関や作問の体制、費用の在り方等について

4 その他

- 確認試験の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することも念頭においた確認試験の在り方について
- 法曹三者を始めとする関係機関との連携について